

2025 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2025 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における 2024 年度の契約状況は、表 1 のとおり。契約件数は 347 件、契約金額は 2,184.9 億円であり、契約件数、契約金額とも 2023 年度に比較して減少している。これは、新規造成が続いた基金事業の新規契約が一巡したこと等により件数及び金額が減少したことが一因となっている。また、競争性のある契約は 315 件（表 1 の合計値に対する割合（以下同じ。）は 90.8%）、2,166.7 億円（99.2%）、競争性のない随意契約は 32 件（9.2%）、18.2 億円（0.8%）となっている。

2023 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は増加、金額は減少している（件数は 10.3% の増、金額は 74.1% の減）。その主な要因としては、オフィス拡張・整備関連の調達による契約金額が減少したこと、大規模な業務システムの改修及び運用保守契約がなかったことによるものである。

表 1 2024 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	2023 年度		2024 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(13.3%) 53	(0.5%) 12.5	(13.5%) 47	(7.4%) 160.8	(△11.3%) △6	(1,184.7%) 148.2
企画競争・公募	(79.5%) 317	(96.8%) 2,520.0	(77.2%) 268	(91.8%) 2,006.0	(△15.5%) △49	(△20.4%) △514.0
競争性のある契約 (小計)	(92.7%) 370	(97.3%) 2,532.5	(90.8%) 315	(99.2%) 2,166.7	(△14.9%) △55	(△14.4%) △365.8
競争性のない随意 契約	(7.3%) 29	(2.7%) 70.2	(9.2%) 32	(0.8%) 18.2	(10.3%) 3	(△74.1%) △52.0
合 計	(100%) 399	(100%) 2,602.7	(100%) 347	(100%) 2,184.9	(△13.0%) △52	(△16.1%) △417.8

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、2024 年度の対 2023 年度伸率である。

(注 3) 2024 年度の競争入札等欄に、一般競争入札としたが不調・不落随意契約となったものを含む。

- (2) 機構における 2024 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 36 件（表 2 の合計値に対する割合（以下同じ。）は 11.4%）、契約金額は 751.3 億円（34.7%）であ

る。

2023 年度と比較して、競争性のある契約に占める「一者応札・応募による契約」の割合は、件数は 2023 年度 19.2%から 2024 年度 11.4%、金額は 2023 年度 42.3%から 2024 年度 34.7%とともに減少している。その主な要因としては、基金事業及び交付金事業における一者応募案件が大幅に減少したこと等によるものである。また、一者応募の要因としては、特定分野における専門的かつ先端的な事業であるためにその実施に必要な技術や設備、調査能力等を有する者が限定されていることや、国内主要企業による連名や共同企業体での提案など競合他者がほとんどいないこと、国内外の公的機関との連携が必要な特殊な事業であることなどによるものであり、一者応募となることはある程度やむを得ないものと思料する。

表 2 2024 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		2023 年度		2024 年度		比較増△減	
2 者以上	件数	299	(80.8%)	279	(88.6%)	△20	(△6.7%)
	金額	1,460.2	(57.7%)	1,415.5	(65.3%)	△44.7	(△3.1%)
1 者以下	件数	71	(19.2%)	36	(11.4%)	△35	(△49.3%)
	金額	1,072.4	(42.3%)	751.3	(34.7%)	△321.1	(△29.9%)
合 計	件数	370	(100%)	315	(100%)	△55	(△14.9%)
	金額	2,532.5	(100%)	2,166.7	(100%)	△365.8	(△14.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、2024 年度の対 2023 年度伸率である。

(注 4) 2024 年度の 1 者以下欄に、一般競争入札としたが不調・不落随意契約となったものを含む。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果について、契約の相手方や金額等を、少額のものや秘匿すべきものを除き引き続き公表し、透明性の向上を図る。特に一者応札・応募については、これまでに取り組んできた仕様書の見直し検討、参加要件の検討、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。

具体的には、物品調達等の契約については、競争入札の厳格な適用により透明性、公平性を確保するとともに、国に準じた随意契約によることができる限度額基準の厳格な運用を継続し、限度額基準を超える競争性のない随意契約は、機構内の契約・助成審査委員会にて点検を行う。一者応札については、過去の要因等を踏まえた仕様書の作成、案件に応じた十分な入札期間の確保の取り組みを継続するとともに、入札説明会のオンライン開催や参加者が少ない場合は入札説明会を再度開催するなど、応札者増加に向けて引き続き取り組む。

また、研究開発事業等の委託契約については、選定手続の透明性、公平性を十分に確保しつつ、企画競争の方法により効率的な運用を行う。特に一者応募の大半を占める研究開発事業については、上記 1. に記載のとおり、一者応募となるケースがある程度やむを得ない面があるが、公募説

明会をオンラインで開催し、公募説明会資料をホームページに掲載するなどの取り組みを継続するとともに、一者応募だった場合は公募期間を延長するなど、応募者増加に向けて引き続き取り組む。

なお、入札、契約の適正な実施がなされているかどうかについて、引き続き、監事等による監査及び契約監視委員会による点検を受ける。

【評価指標：公募（入札）案件に対する一者応募（応札）件数の割合】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約（契約事務の取扱に関する機構達（平成 15 年機構達第 7 号）第 31 条第 1 項第 1 号に掲げるものを除く。）を締結することとなる案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会（委員長 法務担当理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手段の実施の可否の観点から点検を受ける。

【評価指標：上記契約・助成審査委員会による点検対象件数に対する点検実績】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

機構内では、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不正等情報の共有やその対応などの周知徹底を図る。

また、公的資金の適正な執行を周知するため、NEDOホームページの掲載、オンライン説明などを通じて事業実施者に対する説明会を全国に向けて広く情報発信していく。

【評価指標：法務部主催の契約検査事務担当者を対象とする会議開催回数実績】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、法務部の担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会（以下「検討会」という。）により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 法務部の担当理事

副総括責任者 監査室長

メンバー 法務部長、契約審査課長、調達契約課長、
検討会の事務局を監査室に置く。

法務部は、計画の推進に係る実務を担い、定期的にその調達改善の取組を実施し、事務局は取組状況・結果の取り纏めを行う。

(2) 契約監視委員会の活用

NEDO 契約監視委員会設置規程に基づき設置された契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約、2 か年度連続の一次応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。